

## 行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	1-5
許認可等の種類	信用事業規程の変更又は廃止の認可(漁協)			
根拠法令条例等・条項	水産業協同組合法第11条の4第3項			
許認可等の概要	漁業協同組合の信用事業規程の変更又は廃止の認可			
審査基準 (未設定の場合は その理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】漁業協同組合等の信用事業等に関する命令(平成5年3月3日大蔵・農林水産省令第2号)第5条 法第十一条の四第二項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 貯金、貸付け、手形の割引、為替取引その他の事業の種類</li> <li>二 貯金及び貸付けの利率、貸付け等の相手方、貸付け等の限度、為替取引契約の相手方その他の事業の方法</li> </ul> <p>2 法第十一条の四第三項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める事項は、関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理とする。</p> <p>3 法第十一条の四第五項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 信用事業規程(以下この条において「規程」という。)の設定の認可の申請の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 規程の設定の理由を記載した書面</li> <li>ロ 規程の設定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本</li> </ul> </li> <li>二 規程の変更の認可の申請の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 規程の変更の理由を記載した書面</li> <li>ロ 規程の新旧条文の対照表</li> <li>ハ 規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本</li> </ul> </li> <li>三 規程の廃止の認可の申請の場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ 規程の廃止の理由を記載した書面</li> <li>ロ 規程の廃止を議決した総会又は総代会の議事録の謄本</li> </ul> </li> </ul> <p>4 規程の詳細については、信用事業方法書を作成するものとし、その設定、変更及び廃止については、理事会の議決を経て、行政庁へ届け出るものとする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	未設定(過去に申請実績がないため)			
期間の制定根拠	—			